

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）定款第45条第4項の規定により、この法人の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 組織及び分掌

(事務局の組織)

第2条 事務局に次のとおり課室を置く。

- (1) 内部統制室
- (2) 経営企画課
- (3) パラ総括課
- (4) 調整課
- (5) 人事課
- (6) 広報メディア課
- (7) マーケティング課
- (8) ブランド・チケット課
- (9) 式典課
- (10) 国際課
- (11) 競技会場第一課
- (12) 競技会場第二課
- (13) 競技会場第三課
- (14) 競技会場第四課
- (15) 会場整備課
- (16) 宿泊課

- (17) 計画第一課
 - (18) 計画第二課
 - (19) 計画第三課
 - (20) 情報システム課
- 2 東京都等における関係機関等との連絡調整や、東京都等で実施する競技の円滑な準備・運営等のため、東京事務所を置く。
- 3 会長は、業務上必要と認める場合には、前2項に掲げる課室等のほか、臨時部署を置くことができる。

(内部統制室の分掌事務)

第3条 内部統制室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 内部統制に関すること。
- (2) 監査に関すること。
- (3) 契約・争議等に係る法務に関すること。
- (4) コンプライアンスに関すること。
- (5) その他前各号に関連すること。

(経営企画課の分掌事務)

第3条の2 経営企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算計画の策定に関すること。
- (2) 予算の調整及び執行管理に関すること。
- (3) 資金調達に関すること。
- (4) 組織横断的な企画及び調整（アジアパラ競技大会に係る組織横断的な企画及び調整を除く。）に関すること。
- (5) 大会準備運営の全体進捗管理に関すること。
- (6) 国、開催都市及びその他地方公共団体との連絡調整に関すること。
- (7) リスクマネジメントに関すること。
- (8) テストイベントマネジメントに関すること。

- (9) ライブサイトに関する事。
- (10) 持続可能性に配慮した取組みに関する事。
- (11) 大学連携に関する事。
- (12) 情報知識のマネジメントに関する事。
- (13) その他前各号に関連する事。

(パラ総括課の分掌事務)

第3条の3 パラ総括課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) アジアパラ競技大会に係る組織横断的な企画及び調整に関する事。
- (2) 大会のアクセシビリティの確保に関する事。
- (3) 大会移行計画に関する事。
- (4) 障がい者団体との連絡調整に関する事。
- (5) その他前各号に関連する事。

(調整課の分掌事務)

第3条の4 調整課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人に関する事。
- (2) 評議員会、理事会等に関する事。
- (3) 定款その他この法人の規程、文書、公印等に関する事。
- (4) 庶務に関する事。
- (5) 会計に関する事。
- (6) 契約及び調達に関する事。
- (7) その他他課の分掌に属さない事。

(人事課の分掌事務)

第3条の5 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、給与及び服務に関する事。
- (2) 大会ボランティアに関する事。

- (3) その他前2号に関連すること。

(広報メディア課の分掌事務)

第3条の5の2 広報メディア課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広報及び広聴に関すること。
- (2) 報道に関すること。
- (3) 国際映像に関すること。
- (4) メインメディアセンターの整備及び運営に関すること。
- (5) その他前各号に関連すること。

(マーケティング課の分掌事務)

第3条の6 マーケティング課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) マーケティングに関すること。
- (2) ライセンシングに関すること。
- (3) スポンサーの権利保護に関すること。
- (4) その他前3号に関連すること。

(ブランド・チケット課の分掌事務)

第3条の6の2 ブランド・チケット課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大会ブランドの保護及び管理に関すること。
- (2) 大会ブランドの開発及び制作に関すること。
- (3) チケットに関すること。
- (4) その他前3号に関連すること。

(式典課の分掌事務)

第3条の6の3 式典課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 式典及び聖火リレーに関すること。
- (2) 文化プログラムに関すること。

- (3) その他前2号に関連すること。

(国際課の分掌事務)

第3条の7 国際課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) アジア・オリンピック評議会（以下「OCA」という。）ファミリー、アジアパラリンピック委員会（以下「APC」という。）ファミリー及び要人へのサービスの計画、調整及び提供に関すること。
- (2) 大会のプロトコールに関すること。
- (3) OCA 及び APC の総会、理事会、調整委員会等の準備及び運営に関すること。
- (4) 外国政府、国際関係団体等との連絡調整のうち、他に属さないこと。
- (5) OCA、APC、日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）との連絡調整に関すること。
- (6) 各国・地域オリンピック委員会（以下「NOC」という。）及び各国・地域パラリンピック委員会（以下「NPC」という。）へのサービスの計画、調整及び提供に関すること。
- (7) NOC 及び NPC との連絡調整に関すること。
- (8) 言語サービスの企画調整に関すること。
- (9) その他前各号に関連すること。

(競技会場第一課、競技会場第二課、競技会場第三課及び競技会場第四課の分掌事務)

第3条の8 競技会場第一課、競技会場第二課、競技会場第三課及び競技会場第四課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 競技の企画及び調整に関すること。
- (2) 競技の運営に関すること。
- (3) 競技会場の企画及び調整に関すること。
- (4) 競技会場の運営に関すること。
- (5) 国際競技連盟（IF）、アジア競技連盟（AF）、国内競技団体（NF）等との連絡調整に関すること。

- (6) 練習会場に関する事。
- (7) テストイベントに関する事。
- (8) その他前各号に関連する事。

(会場整備課の分掌事務)

第3条の9 会場整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 競技会場の整備に関する事。
- (2) 競技会場のエネルギーに関する事。
- (3) その他前2号に関連する事。

(宿泊課の分掌事務)

第3条の10 宿泊課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大会関係者の宿泊施設の確保に関する事。
- (2) 選手宿泊施設の運営に関する事。
- (3) 選手村の整備（後利用計画に関する事を除く。）に関する事。
- (4) その他前3号に関連する事。

(計画第一課の分掌事務)

第3条の11 計画第一課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 警備に関する事。
- (2) アクレディテーションに関する事。
- (3) その他前2号に関連する事。

(計画第二課の分掌事務)

第3条の12 計画第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 輸送に関する事。
- (2) ロジスティクスに関する事。
- (3) 出入国に伴うサービスに関する事。

- (4) その他前3号に関連すること。

(計画第三課の分掌事務)

第3条の13 計画第三課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 清掃及び廃棄物に関すること。
- (2) 飲食サービスに関すること。
- (3) 医療サービスに関すること。
- (4) アンチ・ドーピングに関すること。
- (5) その他前各号に関連すること。

(情報システム課の分掌事務)

第3条の14 情報システム課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大会情報システム及び通信環境の構築に関すること。
- (2) サイバーセキュリティに関すること。
- (3) その他前2号に関連すること。

(東京事務所の分掌事務)

第4条 東京事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (2) 東京都等で実施する競技に関すること。
- (3) マーケティングに関すること。
- (4) 大会の広報・PRに関すること。
- (5) その他前各号に関連すること。

(各課の執行体制)

第5条 事務総長は、第3条から第4条までに定める事務を処理するため、課室及び東京事務所に当該所属の分掌事務を分担する執行体制を定めることができる。

第3章 職員及び職務

(職員)

第6条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務総長
- (2) 事務局長その他事務局長級の職員
- (3) 事務局次長その他事務局次長級の職員
- (4) 課長その他課長級の職員
- (5) グループ長その他グループ長級の職員前各号に掲げる職以外の職員
- (6) 前各号に掲げる職以外の職員

2 前項各号に定めるもののほか、事務総長は、別に臨時に必要な職を定めることができる。

(管理職員の範囲)

第7条 管理職員は、事務総長、事務局長級、事務局次長級及び課長級とする。

(職員の任免等)

第8条 職員の任免は、定款第45条の規定に基づき会長が行う。

2 職員の配属は、会長が指定する。

(職員の責任)

第9条 この法人の職員は、この規程の定めるところによりその権限に属せしめられた事項を法令その他の規程並びに予算の定めに従い、誠実に管理し、及び執行する責任を有する。

(職務)

第10条 事務総長は、事務局を代表し、会長の命を受け、又は理事会の決定に従い、事務局の業務全般を総括掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局長は、事務総長を補佐し、事務局の業務全般を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 その他事務局長級の職員は、事務総長を補佐し、事務総長が特に命ずる業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 第6条第1項第3号に規定する職員は、事務局長を補佐し、所管する事務局の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 第6条第1項第4号に規定する職員は、上司の命を受け、所管する課の業務及び必要な業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 6 第6条第1項第5号に規定する職員は、上司の命を受け、他の職員を指導育成し、事務総長の定める執行体制の役割に従い分担する業務を処理する。
- 7 第6条第2項の規定により、別に定めた職に補された者の職務は、事務総長が別に定める。

第4章 事案の決定

(原則)

第11条 この法人における事案の決定は、法令及びこの法人の諸規程を遵守し、かつ、事務の権限及び当該決定の結果の重大性に応じて、それぞれの職責の下、行うものとする。

(会長への委任)

第12条 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会理事会運営規程の他、この法人の運営に関する業務は理事会が会長に委任する。

(専決)

第13条 事務総長その他職員の専決事項は、別に定める。

(代決)

第14条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序に従い、会長代行（定款第26条3項に定める会長代行をいう。以下同じ。）が

その事案を代決する。

- 2 第7条に規定する職員に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が定める者がその事案を代決することができる。

(定款及び諸規程との関係)

第15条 本章の規定にかかわらず、定款及びこの規程以外の諸規程に特別の定めがある場合は、これに従う。

第5章 雑 則

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委 任)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、事務総長が定める。

附 則

この規程は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月11日から施行する。